別記第26号様式（第12条関係）

　第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

一般社団法人高知県農業会議会長　様

市町村長

（一社）高知県農業会議新規就農者育成対策事業費補助金に係る

研修生からの就農中断届について

（一社）高知県農業会議新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱第12条第15項の規定により、研修生からの就農中断届を提出します。

研修生：（氏名）

　　　（添付書類）　就農中断届

（注）就農遅延届は、研修生から提出のあった新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱

（最終改正　令和６年３月29日付け５経営第3176号農林水産事務次官依命通知）

又は新規就農者育成総合対策実施要綱（最終改正　令和６年10月24日付け６経

営第1579号農林水産事務次官依命通知）別記１別紙様式第15号を添えてください。